

<p>大字市瀬字東光河原</p>	<p>大字市瀬字東光河原のうち八六〇）合併の一部、八六六の 一部、八七〇から八七二までの一部、八七三から八七六 まで、八七七から八八〇までの一部、八八一、八八二の一 部、八八三の一部、八八四、八八五及びこれらと一体をな す国有地以外の区域、大字市瀬字迎田八四八の一部、八四 九の一部、八五三の一部、八五四の一部及びこれらと一体 をなす国有地並びに七九六と一体をなす国有地の一部、大 字市瀬字中嶋八五五）合併の一部、八五七、八五八の一部 及びこれらと一体をなす国有地、大字市瀬字嶋崎東九六三 合併の一部及びこれと一体をなす国有地、大字市瀬字河原 田九六四の二、九六五の三、九六六の五の一部、九六七の 一の一部、九六七の三の一部、九六八の五の一部、九六八 の二、九七〇の一、九七三の一、九七三の二、九七四、九 七五、九七六の二の一部、九七六の五の一部、九七七の一 の一部、九七九、九八〇）合併、九八二から九八五までの 一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字市瀬 字下中嶋九九三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字市瀬字東光河原のうち八六〇）合併の一部、八六六 の一部、八七〇から八七二までの一部、八七三から八七六 まで、八七七から八八〇までの一部、八八一、八八二の一 部、八八三の一部、八八四、八八五及びこれらと一体をな す国有地以外の区域、大字市瀬字迎田八四八の一部、八四 九の一部、八五三の一部、八五四の一部及びこれらと一体 をなす国有地並びに七九六と一体をなす国有地の一部、大 字市瀬字中嶋八五五）合併の一部、八五七、八五八の一部 及びこれらと一体をなす国有地、大字市瀬字嶋崎東九六三 合併の一部及びこれと一体をなす国有地、大字市瀬字河原 田九六四の二、九六五の三、九六六の五の一部、九六七の 一の一部、九六七の三の一部、九六八の五の一部、九六八 の二、九七〇の一、九七三の一、九七三の二、九七四、九 七五、九七六の二の一部、九七六の五の一部、九七七の一 の一部、九七九、九八〇）合併、九八二から九八五までの 一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字市瀬 字下中嶋九九三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字市瀬字嶋崎</p>	<p>大字市瀬字嶋崎のうち八八八の一、八九〇の一、八九二 の一、八九四の一、八九七の三、八九七の四、九〇二の三、 九一〇の一、九一二の一、九一二の三、九一三、九一四の 一、九一五、九一六、九一八及びこれらと一体をなす国有 地並びに八九七の一、九〇〇の二から九〇〇の三まで及び 九〇二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大 字市瀬字古澤尻式 一三〇七の一、一三〇八の一、一三二 〇の二から一三二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有 地の一部</p>	<p>大字市瀬字東光河原のうち八六〇）合併の一部及びこれと 一体をなす国有地以外の区域、大字市瀬字中嶋八五八の一 部、八五九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字市 瀬字東光河原八六六の一部、八七〇から八七二までの一</p>
<p>大字市瀬字下中嶋</p>	<p>大字市瀬字下中嶋のうち九九三から九九五まで、九九六 の一部、九九七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇の一の一 部、一〇二〇の二、一〇二一、一〇二二、一〇二五、一〇 四三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並び に大字市瀬字迎田八三三の一部、八三四、八三五、八三七 の二から八三七の三まで、八三八の一部、八三九、八四三</p>	<p>大字市瀬字河原田のうち九六四の二、九六五の三、九六 六の五、九六七の一、九六七の三、九六八の一、九六八の 二、九七〇の一、九七三の一、九七三の二、九七四、九七 五、九七六の二の一部、九七六の五の一部、九七七の一の 一部、九七九、九八〇）合併、九八二から九八五までの一 部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字 市瀬字迎田八四九の一部及びこれと一体をなす国有地、大 字市瀬字中嶋八五五）合併の一部及びこれと一体をなす国 有地、大字市瀬字東光河原八六〇）合併の一部及びこれと 一体をなす国有地並びに大字市瀬字下中嶋九九三から九九 五まで、九九六の一部、九九七、一〇一八、一〇一九、一 〇二〇の一の一部、一〇二〇の二、一〇二二、一〇二二、 一〇二五、一〇四三及びこれらと一体をなす国有地の一 部</p>

<p>の一部、八四四の一部、八四八の一部、八四九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字市瀬字古澤 尻式</p> <p>大字市瀬字古澤尻式のうち一三〇七の一、一三〇八の一、一三二〇の一から一三二〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>大字市瀬字中嶋</p>	<p>鳥取県告示第九百三十九号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤松地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和五十七年九月十四日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	<p>区域を変更する字の名称</p> <p>同上の区域（昭和五十七年二月八日現在の地番による。）</p>	<p>大字赤松字大助前</p> <p>大字赤松字大助前のうち五四七の一部、五四七の一、五四九の一部、五五〇の一部、五五三の一部、五五三の一、五五四、五五五及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の</p>
<p>区域並びに大字赤松字河原田五五六の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字赤松字河原田</p> <p>大字赤松字河原田のうち五五六の一部、五六二の二の一部、五六二の三、五六三の一、五六三の二の一部、五六三の三、五六三の四、五六四の一から五六四の五まで、五六五の一から五六五の三まで、五六六、五六七、五六七の一、五六八の一部、五六八の二の一部、五六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤松字大助前五四七の一部、五四七の一、五四九の一部、五五〇の一部、五五三の一部、五五三の一、五五四、五五五及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字赤松字八斗代五七四の一部、五七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字赤松字八斗代</p> <p>大字赤松字八斗代のうち五七四の一、五七四の二、五七五の二、五七七の一、五七八の一、五七八の二、五七九、五八〇の三、五八一の四、五八四の一、五八四の三、五八五から五九六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字赤松字汁田</p> <p>大字赤松字汁田のうち六一四の一から六一四の五まで、六一七から六二二まで、六二二の一から六二二の三まで、六二三の一、六二四、六二五、六二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六二六の二と一体をなす国有地以外の区域、大字赤松字河原田五六二の二の一部、五六二の三、五六三の一、五六三の二の一部、五六三の三、五六三の四、五六四の一から五六四の五まで、五六五の一から五六五の三まで、五六六、五六七、五六七の一、五六八の一部、五六八の二の一部、五六九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤松字八斗代五七四の一の一部、五七四の二の一部、五七五の二、五七七の一、五七八の一、五七八の二、五七九、五八〇の三、五八一の四、五八四の二、五八四の三、五八五から五九六まで及びこれらと一体</p>		

<p>大字赤松字内町前田</p>	<p>をなす国有地並びに大字赤松字内町前田七二二の一、七二二の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字赤松字地免田</p>	<p>大字赤松字地免田の全域並びに大字赤松字内町前田七一九の二の一部、七二〇の二の一部、七二二の一、七二二の二、七二二の四、七二四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字赤松字汁田六一四の一から六一四の五まで、六一七から六二二まで、六二二の一から六二二の三の三まで、六二二の一、六二四、六二五、六二六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六二六の二と一体をなす国有地</p>	<p>大字赤松字上山鼻</p>	<p>大字赤松字上山鼻のうち七四二の一の一部、七四二の二の一部、七四三、七四四の一部、七四五の一部、七四六の一の一部、七四六の二、七四七、七四八、七四九の一部、七四九の一、七五〇から七五二までの一部、七六三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字赤松字中山鼻七五六の四、七五八から七六〇まで、七六一の一の一部、七六一の二、七六二の一部、七七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤松字下山ハナノウヘ二二五四の一五及び二二五四の一六</p>	<p>大字赤松字中山鼻</p>	<p>大字赤松字中山鼻のうち七五六の四、七五八から七六〇まで、七六一の一、七六一の二、七六二、七六三の一、七六四、七六四の一、七六五から七七〇まで、七七〇の一、七七二の一、七七二の二、七七二から七七五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字赤松字下山鼻</p>	<p>らと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字赤松字横通</p>	<p>大字赤松字下山鼻のうち七八四の一部、七八七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤松字上山鼻七四五の一部、七四六の二の一部、七四六の二の一部、七四七の一部、七四八、七四九の一部、七四九の一、七五〇から七五二までの一部、七六三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤松字中山鼻七六一の一の一部、七六二の一部、七六三の一、七六四、七六四の一、七六五から七七〇まで、七七〇の一、七七二の一、七七二の二、七七二から七七四まで、七七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤松字横通(七九二)合併、七九三、七九三の一の一部、七九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤松字大河原八一六の一の一部、八一七の一部、八一八の一部、八二四から八二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字赤松字大河原</p>	<p>大字赤松字横通のうち(七九二)合併、七九三、七九三の二の一部、七九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤松字下山鼻七八四の一部、七八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤松字大河原八〇八の一の一部、八〇九、八一〇の一、八一〇の二の一部、八一〇の二の一部、八一六の二の一部、八一七の一部、八一七の一及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字横通の全域、大字用呂字八瀬田のうち五七二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字用呂字上山の全域</p>	<p>大字赤松字大河原</p>	<p>大字赤松字大河原のうち八〇八の一の一部、八〇九、八一〇の一、八一〇の二の一部、八一〇の二の一部、八一六の一の一部、八一六の二の一部、八一七、八一七の一、八一八の一部、八二四から八二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤松字上山鼻七四二の一の一部</p>

<p>大字赤松字鳥川</p>	<p>部、七四二の二の一部、七四三、七四四の一部、七四六の二の一部、七四六の二の一部、七四七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字赤松字河原の全域、大字若桜字下河原の全域、大字高野字広瀬一九四の五、一九六、一九六の一、一九七の一、一九七の三、一九八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字用品字八瀬田五七二の三及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤松字鳥川</p>	<p>大字赤松字鳥川のうち八四四の一部、八四五、八四六の一部、八四七の一部、八四九の一部、八五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤松字外権現八五二、八五三、八五四の一部、八五七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字赤松字柳ヶ坪九〇五、九〇六の一部、九〇七の一部、九〇七の二の一部、九〇九の一部、九一〇の一部、九二二の二の一部及び九二二の二の一部</p>
<p>大字赤松字外権現</p>	<p>大字赤松字外権現のうち八五二、八五三、八五四の一部、八五七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字赤松字鳥川八四四の一部、八四五、八四六の一部、八四七の一部、八四九の一部、八五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤松字内権現八九二の四の一部、八九四の三、八九五の五、八九六、八九七の一、八九八の一部、八九九の一部、九〇〇、九〇一の一部、九〇二、九〇二の一部、九〇二の二、九〇三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤松字柳ヶ坪九〇四、九〇六の一部、九〇七の一、九〇七の二の一部、九一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤松字内権現</p>	<p>大字赤松字内権現のうち八九二の四、八九四の三、八九五の五、八九六、八九七の一、八九八から九〇〇まで、九〇一の二、九〇二の二、九〇二、九〇二の二、九〇三及び</p>

<p>大字赤松字柳ヶ坪</p>	<p>これらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字赤松字下山 ハナノウへ</p>	<p>大字赤松柳ヶ坪のうち九〇四、九〇五、九〇六の一部、九〇七の一部、九〇七の一、九〇七の二の一部、九〇九の一部、九一〇の一部、九一二の二の一部、九二二の二の一部、九二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字赤松字内権現八九二の四の一部、八九八の一部、八九九の一部及び九〇二の一部</p>
<p>大字高野字広瀬</p>	<p>大字赤松字下山ハナノウへのうち二二五四の一五及び二二五四の一六以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字高野字広瀬のうち一九四の五、一九六、一九六の一、一九七の一、一九七の三、一九八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>鳥取県告示第九百四十号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤松地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p>	

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十七年二月八日現在の地番による。）

大字用呂字横通

大字用呂字横通のうち五三五の二、五三六の一、五三七から五四三まで、五四四の一、五四四の二、五四五から五四七まで、五四八の二、五五〇、五五一の一、五五一の二、五五二、五五三の一、五五三の二、五五四及びこれらと一体をなす国有地並びに五三五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字用呂字八瀬田

大字用呂字八瀬田のうち五六二の一部、五六七の一部、五七六の一部、五七七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字用呂字横通五三五の二、五三六の一、五三七から五四一まで、五四三の一部、五五二の一部、五五二の二、五五三の一部、五五三の二の一部、五五四及びこれらと一体をなす国有地並びに五三五の一と一体をなす国有地の一部、大字赤松字大河原の全域、大字高野字柳ヶ瀬の全域並びに大字高野字廣瀬の全域

大字用呂字上山

大字用呂字上山の全域、大字用呂字横通五三七から五四一までの一部、五四二、五四三の一部、五四四の一、五四四の二、五四五から五四七まで、五四八の二、五五〇、五五一の一、五五一の二、五五二の一部、五五三の一の一部、五五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字用呂字八瀬田五六二の一部、五六七の一部、五六七の一の一部、五七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字用呂字蔵敷新田五九一から五九六まで、五九七の一、五九八の一、五九九の一、六〇六の二、六〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字用呂字蔵敷新田

大字用呂字蔵敷新田のうち五九一から五九六まで、五九七の一、五九八の一、五九九の一、六〇六の二、六〇七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称

大字赤松字大河原、大字高野字柳ヶ瀬及び大字高野字廣瀬

鳥取県告示第九百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、智頭町から同町が行う土地改良事業に係る中島地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町から同町が行う土地改良事業に係る赤松地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】